

『中心市街地において、エネルギー効率の向上を図り、先進的なまちづくりの支援を受けたい』

戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

中心市街地において、エネルギー効率の向上を図ることが中心市街地の活性化をもたらすことをビジネスモデルで実証し、特にモデル性の高い取組に絞って支援します。

対象となる方

民間事業者 等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定を受けた民間事業者等が実施する取組を支援します。具体的には、①事業化可能性調査、②実証事業に対し、重点的に支援を行います。

(1) 補助率

①事業化可能性調査：定額

②実証事業：2／3

国(2／3、定額)→民間事業者 等

(2) 補助額

①事業化可能性調査：上限1,000万円、下限100万円

②実証事業：上限3億円、下限100万円

(3) 補助対象事業

①事業化可能性調査

(例)事業採算性に関する調査、ニーズ調査、マーケット調査 等

②実証事業

(例)高度な商業施設等の整備における省エネ機器導入事業 等

ご利用方法

(1)経済産業局に公募申請書を提出。

(2)審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。

(3)経済産業局へ補助金交付申請書を提出。

(4)経済産業局から補助金を交付

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)